

京もの専門店『みやび』 出品募集要領

はじめに

京都市では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、販売機会が激減し、深刻な影響を受けている京都の伝統産業を支援するため、「京都市伝統産業つくり手支援事業補助金」を活用し開発した商品について、希望された方には（公財）京都伝統産業交流センターが運営するオンラインショップ「京もの専門店『みやび』」へ掲載します。

掲載にあたっては以下の募集要領を御参照ください。

【募集要領】

1. 京もの専門店『みやび』について

コンセプトテーマ：京の逸品で生活を楽しく

高品質な「京もの」をもっと多くの人々の身近な暮らしにご提案したいという想いのオンラインショップであり、伝統的に使用されてきた技術やデザイン、こだわり抜いた素材、使い方を紹介します。

2. 目的

- 伝統産業の新しいものづくりの展開及び新たな販路の開拓（京都の伝統産業の活性化を図る）
- 消費者ニーズを収集し、作り手に情報を提供

3. ターゲット

20代～40代の女性で、仕事などに追われ京都の伝統産業製品に接する機会・時間が少ない生活を送っている層を対象。

4. 応募期間

2020年7月28日（火）～2020年10月31日（土）

5. 応募条件

(1) 商品

- 「京都市伝統産業つくり手支援事業補助金」の申請を行い開発した商品であること
 - 現代の暮らしに沿った提案ができる商品であること
 - パッケージ（化粧箱）があること
 - 上代は原則として20万円以内であること。
 - 商品価格が付いていること
- ※試作品（見本品）の出品はできません。

(2) 基本要素

- メール等を活用したPCでの円滑な連絡が可能なこと
- スマホ等での写真の撮影、送付が可能なこと

- 自身の WEB や SNS での情報発信に協力的なこと

6. 応募方法

応募者は、募集期間中に「京もの専門店『みやび』商品登録フォーム」ならびに「京もの専門店『みやび』出品応募フォーム」に必要事項を記入のうえ、下記 URL から申請してください。

URL は当財団ホームページ (<https://kmtc.jp/>) からご覧いただけます。

- 京もの専門店「みやび」商品登録フォーム
<https://forms.gle/Mcu8oC4BM7qauGH98>
- 京もの専門店「みやび」出品応募フォーム
<https://forms.gle/LejHfmygZYSxegjm8>

7. 販売期間

商品登録・撮影、販売条件等の諸条件が整ったものから随時

2021年3月末までの販売

※商品撮影は2020年11月から開始します。期限間近の提出は混雑のため商品掲載に遅れが生じることが予想されます。お早目にご提出ください。

8. 販売について

- (1) 販売の形態は、オンラインショップのみの販売とする。
- (2) 販売条件は、消化仕入れ方式（委託販売）とする。
- (3) 販売する商品に対する歩率は販売価格（税込）に対し70%とする。（令和2年度）

9. 代金の清算

- (1) 売上代金の精算は、上記8(3)の金額を選定事業者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。その際の振込手数料は当財団が負担する。
- (2) 代金は、原則、当月末締め翌月末に支払うものとする。

10. 情報のフィードバック

毎月中旬に、前月の売上状況を「販売内訳及び支払表」として、当財団から各事業者に通知する。また、消費者等より得られた商品に対する重要な意見・要望は随時報告する。

11. お問い合わせ

京都伝統産業ミュージアム（公益財団法人 京都伝統産業交流センター）

〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町9-1 京都市勧業館みやこめっせ地下1階

TEL：075-762-2670（9:00～17:30） FAX：075-761-7121

E-mail：mocad@miyakomesse.jp

担 当：安土，吉澤

京もの専門店『みやび』商品販売細則

京もの専門店『みやび』において、公益財団法人京都伝統産業交流センター（以下、「甲」という。）が掲載する出品者（以下、「乙」という。）の商品の販売については、下記のとおり取り扱うこととする。

1. 注文から発送まで

- 購入者から受注し、決済処理が確認できた後、甲は乙に注文する。
- 乙による甲への納品に当たっては、化粧箱又はそれに準じた形で梱包すること。
ただし、甲の職員が検品するため、包装紙にテープなどを貼付しないこと。
- 甲への納品方法については、乙の負担により持参もしくは郵送で行う。（配送事故等回避のため、できるだけ持参すること。）また、即納可能な商品は当日を含めて原則、7日以内に甲に届くように手配すること。
- 甲は、原則、乙から納品のあった商品を更に外箱に梱包し、購入者に配送する。

2. 商品に瑕疵があった場合の責任の所在について

- 乙が甲に持参した場合は、その場で甲乙立ち会いのもと検品を行うこととする。この際、瑕疵が発見された場合、乙の責任で速やかに瑕疵のない商品に取り換えるものとする。
- 乙が甲に郵送した場合は、到着後速やかに甲によりその検品を行う。この際、商品に瑕疵があった場合は、乙側で対処することとする。
- 購入者の手元に到着した際に、傷等の瑕疵が生じた場合は甲がその責任により対処することとする甲の瑕疵により、購入者に誤った商品が配送された場合、一切の再配送に係る経費は甲が負うものとする。

3. 注文のキャンセルについて

- 原則として、購入者の注文後のキャンセルは認めない。
- 返品・交換についても手づくりの商品の特性上、原則認めない。

4. その他

- 甲が販売する商品等について、乙が有する著作権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権その他の権利は、甲が使用することについて承諾されているものとする。
- 一定数の在庫がある商品など、甲が予め預かることのできる商品の取り扱いについては、個別、甲乙が協議して定めることとする。
- 契約書に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定めることとする。
- 更新について、販売期間終了時点で契約は終了とする。そのため更新はしないものとする。